

# 消費税増税に関するお知らせ

消費税改正法が成立され現行の消費税5%から平成26年4月1日以降8%に改正されました。増税に伴い当校では、次のとおり取り扱うことと致しました。ご理解の程宜しくお願い申し上げます。

1. 平成26年4月1日以降の教習料金等に係る消費税率は8%となります。
2. 平成26年3月31日までに入校されたお客様でも平成26年4月1日以降に教習がまたがる場合は、新税率8%との差額分3%を徴収させて頂くこととなります。
3. 増税による差額分は卒業時にご請求させて頂きます。
4. 増税分のディスカウントは税法上できかねますのでご了承下さい。



平成26年3月15日